京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 平成26年3月25日

京都市教育委員会 委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第23号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

- 第14条 条例第28条の17に規定する別に定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。)とする。
 - (1) 外国での勤務
 - (2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって、外国において行うもの
 - (3) 学校教育法第1条に規定する大学に相当する外国の大学(これに準じる教育施設を含む。)であって、外国に所在するものにおける修学(前2号に掲げるものに該当するものを除く。)

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

- 第15条 条例第28条の20に規定する別に定める事由は、次に掲げる事由とする。
 - (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者 外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
 - (2) 配偶者同行休業をしている教職員が、別表第4(11)の項に該当するとして特別休暇を取得することとなったこと。
 - (3) 配偶者同行休業をしている教職員が、育児休業を承認されることとなったこと。 附 則
 - この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)